



来週の投資戦略 (12/23-27)

誰もが米株楽観？日本株は？

2024年12月22日

小松 徹

注目事項 - 見所

- 12月25日、日銀、植田総裁発言 — 経営者を前に賃上げ要請も？
- 12月27日、前回の日銀金融政策決定会合の主な意見—利上げ見送りに他の委員は？
- 12月27日、11月の鉱工業生産指数 — 豪雨で前月比マイナス3.5%？
- 12月27日、11月の東京都都区消費者物価指数(生鮮食品除く) — 前年比+2.5%？

株式市場見通し

先週は日米の金融当局者発言に驚いた者も多かったようだ。連邦公開市場委員会(FOMC)の委員の金利見通しが来年0.5%利下げを示したことから、パウエル連邦準備理事会(FRB)議長の発言が注目されたが、利下げに慎重姿勢を示したため、米国株は全面安となった。逆に、日銀の植田総裁は会見で3月まで利上げしないことを示唆した。前回の会見よりも利上げに慎重になった気がする。8月5日の市場大混乱がまだ尾を引いているように見える。利上げしないことで、円安が進展して物価が上がるので、実質金利がいつまでもプラスにならず、国民の資産は目減りする。

来週も日銀と植田総裁に注目が集まろう。先週木曜日の会見に納得したエコノミストや投資家は少ないのではなかろうか。来週水曜日に総裁が経営者を前に発言する。来年の賃上げに期待する発言で締めくくる気もする。金曜日には今回の決定会合の委員の主な発言が公表される。金融機関出身の委員を除く他の委員がそれほど利上げに後ろ向きとは思えないが、慎重姿勢が確認できれば、為替相場への影響が大きいだろう。

さて、米国ではトランプ発言とマスク発言が米国議会や世界政治をも動かそうとしている。金曜日の議会のドタバタ劇は酷かった。議会で一度可決された議案がマスク発言とトランプ発言でひっくり返されようとしていることが日本時間金曜日朝に分かった。修正案が何とか議会を通過したと日本時間土曜日午後分かった。マスク氏は来年のドイツの総選挙に向けて、極右を応援する発信をした。自ら買収したXを使ってやりたい放題だ。来年を予測する時期だが、両者の不規則発言に、市場が大きく振り回されそうだ。

来年の米国株式市場を米国の主要機関は強気あるいは楽観的に見ている。ただ、FOMC前の情報だ。欧州や日本から一部資金を引き揚げて米国への投資比率を高めよというのを見た。欧州の政治情勢は先が見えないので、投資しにくい。わが国は少数与党とはいえ、与野党協議の上、財政を拡大させながら改革する機運も見られる。海外投資家が現物市場で大きく売り越しているのは残念だ。わが国の株式市場が東証主導の改革で大きく変わっていることがあまり知られていないのだろうか。あるいは、改革を始めて来年で3年目になるので、その効果が減速すると見ているか。わが国の多くのストラテジストは来年日経225の4万円台回復と最高値更新を見ている。ただし、直線的な上昇を見る者は少数で、内外の政治的な要因に影響すると見る者も少なくない。

KPAの投資戦略

ロング (買い)	ショート (売り)
好財務の割安株、来期増益株	高PB低位株、高PE新興株

(注) ヘッジ・ファンド向け戦略としての一例。投資期間は半年程度を想定。



本レポートは、情報提供の目的のみでご利用者に提供されるものであり、有価証券売買に関する何らかの申し込みまたは勧誘を意図するものではありません。本レポートに記載されるすべての意見および予測は、レポートの日付時点におけるコマツ・ポートフォリオ・アドバイザーズ(以下、KPA)の判断であって、予告なしに変更される場合があります。KPAは本レポートに記載される情報もしくは分析がすべてのご利用者にとって適切であるとの表明を行うものではありません。ご利用者は、投資に伴うリスクとメリットがご自身にとって適切であるかどうか、自己の責任で判断して頂きます。KPAは本レポートについてその正確性、完全性または適時性を保証していません。KPAはいかなる保証も行わないことを明確にしています。KPAは本レポートに記載される情報もしくは分析にご利用者が依拠した結果として被る可能性のある直接的あるいは間接的な損害について責任を負いません。本レポートについての知的財産権はKPAに帰属し、著作権、特許権、商標権その他の知的財産権に関する法令により保護されています。本レポートを印刷した場合も、その印刷物の著作権は、KPAに帰属します。ご利用者は個人的利用を目的としたバックアップのためにのみ印刷、複製することができます。プリントアウトした印刷物や複製したデータを、個人的利用以外の目的で使用することはできません。ご利用者は、本レポートを、有償・無償を問わず、第三者に提供することはできません。また、これを改変、修正することはできません。本規定にご利用者が違反した場合、KPAは金銭的な損害賠償を含む救済手段を請求する権利があります。